

2018年11月26日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 江田 憲治

団体交渉申入

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。早急にご準備いただきますよう、お願いいたします。また、交渉日までに団体交渉前に文書回答をご提示いただきますよう要請いたします。

なお、要求項目の構成につきましては、前回団体交渉申入時に提出した別紙1の「京都大学職員組合2018年度 団体交渉申入予定要求事項」をご参照ください。今回申入れ要求事項についての要求趣旨につきましては追って提出いたします。

1- 雇用安定化にかかる要求

- 1-5. 恒常的な業務に従事する特定医療技術職員は、期限の定めのない労働契約に転換すること。

2- 賃金にかかる要求

- 2-3. 時間雇用教職員、再雇用教職員、事務職員(特定業務)、特定有期雇用教職員に通勤手当を支給すること。

3- 職種・雇用形態別の要求

3-5. 看護師の要求

- (1) 看護師に長日勤手当を支給すること。

3-6. 時間雇用教職員の要求

- (1) 常勤職員と同様の病気休暇を付与すること。差し当たり現在の無給10日間の病気休暇を有給で取り扱うこと。
- (2) 感染症に罹患の場合には出勤停止（有給）の取り扱いとすること。
- (3) 年次有給休暇の付与条件・付与日数を常勤職員と同様に扱うこと。